別表第２（第２関係）

審　査　運　用　基　準

１．共通事項

中小企業制度融資の各資金の併用を認める。ただし、融資対象ごとに各資金の融資限度額（設備資

金については、設備の所要金額の範囲内）を適用する。

|  |
| --- |
| 各　資　金　共　通 |
| １．事業者選択型経営者保証非提供制度要綱（20240115中庁第15号）に規定する事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合においては、同要綱の規定により各資金の保証料率に年0.25％又は年0.45％を上乗せする。 |
| 設　備　資　金 |
| １．融資限度額は当該施設・設備の設置に要する金額（消費税額を含む。）の範囲内とする。  ２．土地取得は対象にしない。  ３．法定耐用年数及び返済能力を参考に融資期間を定める。  ４．機械設備等の中古品で、十分な性能等を有しているものは対象とする。  ５．販売用、賃貸用及びリース用の施設・設備は対象にしない。  ６．福利厚生施設としての従業員宿舎の一戸建は対象にしない。  ７．居宅と店舗等の併用建物の対象事業費は、面積比により決定する。  ８．車輌は、業態上明らかに営業用車輌と認められるものを対象とする。ただし、登録諸費用は対  　象にしない。  ９．耐用年数が１年未満又は有形固定資産として登録されないものは対象にしない。  10. 原則として県内事業所の縮小、廃止等を行わない場合に限り、県内に本拠を有する企業が設置する県外の施設・設備又は海外直接投資の事業に必要な設備資金の利用を認める。  11．融資の認定前の施設・設備の設置、取得は原則として認めない。  12．認定は、対象施設等の見積額により行い、取扱金融機関は契約書又は注文請書の写（自家施工の場合は、原価計算書）の提出をまって対象経費額を確認の上、融資を実行するものとする。  13．建物、機械設備等の修繕費は対象にしない。 |
| 運　転　資　金 |
| １．県内に主たる事業所のない企業は対象にしない。ただし、独立採算をしている企業については、　この限りでない。  ２．月商額の算出は、原則として直近の決算及び直近の決算以降の試算表等をもとに行う。ただし、　経済的環境の変化により一時的に売上の減少を来しているが、中長期的には売上の回復等が見込まれる場合にあっては、２期前の決算をもとに算出することができる。  ３．原則として県内事業所の縮小、廃止等を行わない場合に限り、県内に本拠を有する企業が県外の施設・設備又は海外直接投資（注）の事業において必要とする運転資金の利用を認める。 |

（注） 海外直接投資の事業において必要とする資金とは、外国における支店等の設置又は拡張に要する資金及び出資割合が10％以上となる海外法人への出資資金等、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第３条の７に規定する資金をいう。

|  |
| --- |
| 新型コロナウイルス感染症関連 |
| １．中小企業信用保険法第２条第５項第４号の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係る  もの）を受け令和４年10月１日以降に中小企業制度融資を申込む場合、融資を受けた者は、原則  として５年間にわたり、半期に一度、金融機関に対し、経営状況等を報告することとし、金融機  関は、保証協会に対し中小企業者の経営課題に対する支援の実施状況等を報告するものとする。 |

２．資金別

|  |
| --- |
| 一　般　融　資 |
| １．一般資金  　⑴　設備資金の１回当たりの融資実行可能額は、資金所要額とする。ただし、年度内の融資限度額は、80百万円以内とする。  　⑵　運転資金について、融資実行可能額は本資金の運転資金における融資残高による。  　⑶　借換資金について、融資実行可能額は本資金の借換資金における融資残高による。  ２．小規模企業特別資金  　⑴　運転資金について、融資実行可能額（小規模企業育成資金の融資がある場合は、その融資分　　 を含む。）は、融資限度額と月商の概ね３ヶ月分のいずれか低い方とする。  ⑵　運転資金について再融資する場合は、本資金の既融資分の残高が融資限度額の２分の１以下の場合にあっては、その残高を一括償還し、申込みの所要資金に当該残高を加えた額を融資限度額の範囲内で新規に融資することができる。ただし、本資金の既融資分の残高が融資限度額の２分の１を超える場合にあっては、申込みの所要資金を融資限度額の範囲内で新規に融資するものとする。  　⑶　本資金と小規模企業育成資金において、市町村ごとの融資総額（常時の融資残高）を定める　　 ものとし、その額は両資金合わせて、当該市町村又は商工会議所等が、これらの制度融資のた　　 めに保証協会に対して出捐を行った基金又は県の指示する金融機関に預託を行った額の15倍とする。  ３．小規模企業育成資金  　⑴　融資実行可能額は本資金の融資残高による。  　⑵　運転資金について、融資実行可能額（小規模企業特別資金の融資がある場合は、その融資分  　　を含む。）は、融資限度額と月商の概ね３ヶ月分のいずれか低い方とする。  ⑶　運転資金について再融資する場合は、本資金の既融資分の残高が融資限度額の２分の１以下  の場合にあっては、その残高を一括償還し、申込みの所要資金に当該残高を加えた額を融資限  度額の範囲内で新規に融資することができる。ただし、本資金の既融資分の残高が融資限度額  の２分の１を超える場合にあっては、申込みの所要資金を融資限度額の範囲内で新規に融資す  るものとする。  　⑷　市町村ごとの融資総額（常時の融資残高）は、上記３の⑶による。 |

|  |
| --- |
| 特　別　融　資 |
| １．創業者支援資金  　⑴　融資対象者は、次のア．、イ．及びウ．の要件に該当するものとする。  　　ア．事業に必要な技術、知識等を有していること。  　　イ．創業に係る適切な計画を有しており、雇用効果、設備投資効果等からみて地域活性化に資するものであること。  　　ウ．商工会議所等の指導機関の指導を継続して受ける体制が確保されていること。  　⑵　本資金における自己資金額算定方法は次によるものとする。  自己資金額は、次のア．に掲げるものの合計額からイ．に掲げるものの合計額を控除した金額とする。  　　ア．自己資金  次に掲げるもののうち、当該創業予定の事業に充てるために用意したものに限り、自己資金として取り扱う。  (ｱ) 普通預金、定期預金等（MMF等預金に類似するものを含む。）残高の証明ができるもの  (ｲ) 有価証券に一定の評価率を乗じたもの  (ｳ) 敷金及び入居保証金  　　 (ｴ) 申込前に導入した当該事業用設備（不動産を除く。）  (ｵ) その他客観的に評価が可能な資産（不動産を除く。）  イ．借入金  　　　(ｱ) 住宅ローン、設備資金等の残存返済期間が２年以上のものは、年間返済予定額の２年分  　(ｲ) (ｱ)に該当しないものは、当該借入金全額  ⑶　本資金の融資を受けた者は、商工会議所等及び金融機関を通じて、融資実行６ヶ月及び１年　　 経過後、速やかに創業者支援資金融資実行後報告書⑵（様式第11号の５）により保証協会あて　　 報告を行わなければならない。  　⑷　本資金の融資を創業計画段階で受けた者は、商工会議所等及び金融機関を通じて、事業開始　　 又は会社設立について創業者支援資金融資実行後報告書⑴（様式第11号の４）により保証協会　　 あて報告を行わなければならない。  ２．新事業展開強化資金  　⑴　融資限度額は、設備資金にあっては1回当たりの融資限度額とし、運転資金にあっては本資  　　金の融資残額による。  　⑵　融資対象者は、次のア．からオ．までのいずれかに該当する事業を行うことにより設備資金及び運転資金を必要とする中小企業者、組合又は、中小特定非営利活動法人とする。  ア．特別の法律等に基づき承認、認定等を受けて実施する事業で次に掲げるもの  　　　(ｱ) 中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成17年法律第30号）附則第５条に基づき変更の認定を受けた研究開発等事業計画に基づき実施する事業  　　　(ｲ) 下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）の承認を受けた振興事業計画に基づき実施する事業  　　　(ｳ)中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）の承認を受けた経営革新計画又は同法律の認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画に基づき実施する事業  　　　(ｴ) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の認定を受けた新事業活動計画及び事業再編計画等に基づき実施する事業  　　　(ｵ) 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成18年法律第33号）の認定を受けた特定研究開発等計画に基づき実施する事業  　　　(ｶ) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）の認定を受けた地域産業資源活用事業計画に基づき実施する事業  　　　(ｷ) 従前特別目的資金(平成１８年度まで取り扱った資金)等により対象となっていた事業で、特別の法律等が廃止となったが、承認、認定等を受けた計画の期間中であるもの  イ．県の中長期的な施策に関連する事業のうち、研究開発支援に関連する事業で次に掲げるも  　　　の  　　　(ｱ) 次の(a)、(b)及び(c)に該当する者で、企業変革に向けての新商品又は新技術の研究開発　　 　のための下記(ｲ)に該当する資金を必要とする者  (a) 概ね２年以内での企業化を目的とした研究開発計画を有すること。  (b) 金融機関の支援体制が確保されていること。  　　　 (c) 商工会議所等の指導機関の指導を継続して受ける体制が確保されていること。  　　　(ｲ) 融資の対象となる経費は、研究開発のために要する次に掲げるものとする。  (a) 原材料及び副資材の購入に要する費用  　　　 (b) 機械装置、工具器具等の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する費用  　　　　(c) 外注加工に要する費用  (d) 技術指導の受入に要する経費  　　　　(e) 研究開発課題についての研究開発に直接関与する者の直接作業時間に対する人件費  　　　　(f) 市場調査費、技術研修費等で特に必要と認められるもの  (g) 研究開発計画の成果の事業化のため実施する事業に要する経費  　　　　(h) その他特に必要と認められる経費  ウ．技術又は事業の新規性が認められる事業で次に掲げるもの  (ｱ) 既に他企業において利用されていない知的所有権（特許権、実用新案権又は半導体集積回路配置利用権に限る。）に係る技術を利用して行う事業  (ｲ) 国又は地方公共団体の技術開発に係る補助金の交付を受けて開発した技術を利用して行う事業  　　　(ｳ) 国立試験研究機関、公設試験研究機関又はこれらの機関に準ずる公的機関等により、技術ノウハウ等の面で新規性を有する旨の確認を得た事業  　　　(ｴ) 国立試験研究機関、公設試験研究機関又は技術アドバイザーの技術移転・指導を受けて行う事業  　　　(ｵ) 地域における新事業として、保証協会の新事業認定審査会の認定を受けた事業  　　エ．次に掲げる要件のすべてを満たした「収益体質強化計画」を策定し、かつ、商工会議所等が  適当であると確認した事業。  　　　(ｱ) 収益体質の強化となる内容の経営戦略が描かれていること。  　　　(ｲ) 収益体質の強化と認められる数値目標が設定されていること。  　　　(ｳ) 技術力強化、販売力強化、効率性向上等の収益体質の強化となる具体的な取組が示されていること。  　　　(ｴ) ただし、収益体質強化計画は、次に掲げる計画によって代えることができる。  　　　　 (a) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）の承認を受けた経営力向上計画  　　　　 (b) 島根県事業承継新事業活動等支援事業実施要領に基づき採択された事業実施計画  オ．次に掲げるいずれかの事業  (ｱ) ＩＳＯ（国際標準化機構）が制定した国際規格の認証取得に取り組む事業（ＩＳＯ１４００１の認証取得に係る事業を除く。）  (ｲ) ＨＡＣＣＰ(総合衛生管理製造過程)の導入に取り組む事業  　　　(ｳ) 経営革新計画を策定して実施する事業  　　　(ｴ) その他必要と認められるもの  　⑶　上記⑵オ．(ｳ)においては以下の事項により運用する。  　　ア．融資対象者は、新たな取組（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動）を行うことにより、具体的な指標の伸びを具体的に示す計画を作り、経営の相当程度の向上を図る中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人とする。  　　イ．個々の申込者にとって「新たなもの」であれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合についても原則として融資対象とする。ただし、業種毎に同業の中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人（地域性の高いものについては同一地域における同業他社）における当該技術の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については融資対象外とする。  　　ウ．経営革新計画の計画期間は３年間とする。  　　エ．直近期末と計画終了時を比較して、「付加価値額」又は「一人当たり付加価値額」が９％以　　　上であり、かつ「経常利益」が３％以上であること。  　　オ．直近期末の「経常利益」がマイナスの場合、計画終了時の「経常利益」がプラスとなっていなければならない。  　⑷　運転資金の新規分の融資実行可能額は、融資限度額と月商の概ね３ヶ月分のいずれか低い方　とする。なお、資金使途に既借入金の借換分がある場合の融資実行可能額は、融資限度額と、当該借換分と新規分を合わせた額のいずれか低い方の額とする。  ３．経営改善長期借換資金  　⑴　融資実行可能額は本資金の融資残高による。  ⑵　経営改善計画は商工会議所等の指導機関の支援を受けて作成したものであること。なお、既に作成している経営改善計画等による場合は、商工会議所等の指導機関が適当であると確認したものであること。  ⑶　商工会議所等の指導機関は、本資金の融資を受けた者へ融資実行後６ヶ月毎に訪問し、業況確認を行うものとする。    ４．協調支援型経営課題対応特別資金  ⑴　融資実行可能額は、本資金の融資残高による。  ⑵　融資対象者は、次のア．又はイ．のいずれかに該当する中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人とする。  　　ア.原則として申込金融機関から本資金による融資の実行と同時に本資金の融資額の１割以上のプロパー融資(保証協会の保証を付さないで行う融資をいう。)（融資期間が12か月以上であるものに限る。）を受けること。  イ.申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。  ⑶　本資金の借入れにあたっては、協調支援型特別保証制度（20250115中庁第14号）に基づく信用保証を要する。  ⑷　信用保証料率は、年０．４５％～１．９０％とする。  ⑸　信用保証料率の補助にあっては、上記⑵ア．については年０．２２％～０．９５％、上記⑵イ．については年０．１１％～０．４７％を国が補助する。  ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外とする。  ５．経営改善サポート資金  　⑴ 融資実行可能額は、本資金の融資残高による。  ⑵ 融資対象者は、次のア．からシ．までのいずれかに該当する計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者又は組合とする。  　　ア．独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画  　 イ．認定支援機関（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）  　　　第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成さ  れた事業再生の計画  　　ウ．特定認証紛争解決手続（産業競争力強化法第2条第21項に規定）に従って作成された事業再生計画  エ．株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画  オ．株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第  63号）に基づき設置）が再生支援決定を行った事業再生計画  　 カ．株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法  に基づき設置）が支援決定を行った事業再生計画  キ．私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画  ク．自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調定における調書（同法第17条第1項の調定条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの  ケ．中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画  　　コ．中小機構が産業競争力強化法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画  　　サ．経営サポート会議（保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画  　　シ．中小企業等経営強化法第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画  　⑶　本資金の借入れにあたっては、事業再生計画実施関連保証制度（感染症対応型）（20210310中庁第２号）に基づく信用保証を要する。  　⑷　信用保証料率は、責任共有年０．８％、責任共有外年１．０％とする。ただし、本資金において経営者保証免除対応（注）を適用する場合は、それぞれ年０．２％を上乗せする。  　　（注）次の①及び②を満たす場合に、保証料を０．２％上乗せすることにより経営者保証を免除する。  　　①　令和２年１月29日時点における直近の決算から確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。  　　②　直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間に資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について社会通念上適切な範囲を超えていない。  　⑸　信用保証料率の補助にあっては、責任共有年０．６％、責任共有外年０．８％を国が補助す  る。経営者保証免除対応を適用する場合、上乗せする０．２％についても国が補助する。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外とする。  　⑹　資金使途は、事業再生の計画の実施に必要な資金に限る。  　　　既借入金の借換えは、県制度融資の既借入分に限るものとし、責任共有制度の対象（80％保証）となる保証から責任共有制度の対象外（100％保証）となる保証への借換えは下記の場合を除き、原則禁止する。  　　　　信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証（同法第２条第５項第５号に該当する特  定中小企業者に係るものに限る。）であって令和２年経済産業省告示第49号により経済産  業大臣が認めた場合として定めた期間内（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が保証申  込み受付し、かつ貸付実行された既借入分を本制度で借換える場合。  ⑺　本資金の融資を受けた者は、原則として３年間にわたり、四半期に１回、金融機関に対し、計画の実行状況を報告することとし、金融機関は、事業再生の計画作成を支援した機関、機構又は会議と連携し、経営支援を行うものとする。また、金融機関は、中小企業者の事業年度毎に、保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、自らの経営支援状況を報告しなければならない。  ６．再生支援資金  　⑴　本資金の既融資分の残高がある場合は原則として再融資しない。  　⑵　本資金の既融資分の残高が２分の１になるまでは、他の県制度融資を新たに併用することを　　 原則として認めない。  　⑶　融資対象者は、再生に向けての積極的かつ具体的な計画を有している中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人とする。  　⑷　再生計画は、原則として経営責任者の相応の自己負担（増資、役員報酬の減額等）を含んで　　 いることを条件とする。ただし、計画実行済み又は実行中のものは含んでいるとみなす。  　⑸　再生計画は、上記⑷の条件を満たしていることを前提として、中小企業活性化協議会において策定が完了した計画をもって代えることも可とする。  ⑹　本資金による既借入金の借換は、原則として認めない。  　⑺　本資金は、原則として金融機関の協調融資又はそれと同等の金融措置を要する。  ⑻　本資金の借受者は商工調停士及び金融機関を通じて、本資金投入後、以下の時期を過ぎて３ヶ月以内に、融資実行後報告書（様式第16号の３）により、保証協会あて報告を行わなければならない。  ・投入後６ヶ月目の月末及び投入後１回目から３回目までの決算年度末 |

|  |
| --- |
| 緊　急　融　資 |
| １．セーフティネット資金  　　ア．融資実行可能額は、指定再生手続開始申立等事業者に係るもの及び中小企業信用保険法第  ２条第５項第１号に係るものについては、１指定事業者当たりの限度額とし、その他の事由  によるものについては、本資金の融資残高による。  　　イ．融資対象者のうち、指定再生手続申立等事業者に係るものについては、次のいずれかに該  当するものとする。  　　　(ｱ) 当該債権の金額が500千円以上であること。  　　　(ｲ) 当該債権の金額が、月商の20%以上であること。  　　ウ．融資対象者のうち、指定事業活動制限事業者（以下「指定事業者」という。）に係るものに  ついては、次のいずれかに該当するものとする。  　　　(ｱ) 指定事業者と直接取引を行っている場合で、指定事業者との取引規模が月商の20%以上であり、かつ当該事業活動の制限を受けた後、原則として１ヶ月間の売上高、販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後２ヶ月間を含む３ヶ月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること。  　　　(ｲ) 指定事業者と間接的な取引の連鎖の関係にある場合において、申請者の総取引規模に占める当該事業者関連の取引規模が月商の20%以上であり、かつ当該事業活動の制限を受けた後、原則として１ヶ月間の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後２ヶ月間を含む３ヶ月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること。  　　　(ｳ) 指定事業者が金融機関である場合にあっては、当該金融機関と金融取引を行っている融資申込者（金融機関からの総借入金残高のうち、当該金融機関からの借入金残高の占める割合が20 %以上であるものに限る。）が適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、当該金融機関からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっているもの  　　エ．融資対象者のうち、指定地域に係るものについては、当該事業活動の制限を受けた後、原  則として１ヶ月間の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後２ヶ  月間を含む３ヶ月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれるこ  と。  　オ．指定再生手続開始申立等事業者、指定事業活動制限事業者及び指定地域の指定期間は、原  則として指定事由の発生した日（例えば破産手続開始の申立ての日）から１年間とする。  　　カ．本資金の融資実行可能額は、融資限度額と次に掲げるもののいずれか低い方とする。  　　　(ｱ) 上記イ．及び保険法第２条第５項第１号の売掛金債権又は前渡金返還請求権に係るもの  については、原則として当該債権額  　　　(ｲ) 売上高等の減少に係るもの及び保険法第２条第５項第７号に係るものについては、月商  の１ヶ月分  　　　(ｳ) その他の事由(例えば、指定事業者が金融機関である場合において、当該金融機関からの  借入金の返済に係るもの等）によるものについては、必要に応じ、その都度定める基準  ２．災害復旧資金  　⑴　本資金において「災害」とは、災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。  　⑵ 融資対象者は、災害により直接被害又は売上の減少等の間接的な被害を受けたものであって、その被害の復旧のために設備資金及び運転資金を必要とする中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人とする。  　⑶ 本資金において「災害により、直接被害を受けたもの」とは、事業に必要な資産であって次に掲げるもの（以下「事業用資産」という。）に、直接的な被害を受けたものをいう。  ア．建物等  　　　　店舗、工場、倉庫等の建物及びその付属施設  　　イ．機械設備等  　　　　機械及び装置、船舶、車輌及び運搬具、工具、器具及び備品等  　　ウ．棚卸資産  　　　　商品又は製品、半製品、仕掛品、原材料、消耗品で貯蔵中のもの等。ただし、土木等工事に  　　　おける仕掛（未成）工事は除く。  　⑷ 本資金において「災害によって売上の減少等の間接的な被害を受けたもの」とは、災害と因果関係のある被害であって次に掲げる被害を受けたものをいう。  ア．事業用資産の復旧に要する期間の売上減少  イ．取引先事業者の被災による売掛債権の固定化  ウ．旅館業等における宿泊予約のキャンセルによる売上減少  エ．停電・断水を起因とする営業停止による売上減少  オ．停電による商品の毀損  カ．交通マヒ等を起因とする納品遅れに対する違約金  キ．被害復旧のために要した従業員の増加人件費  ク．その他、商工会議所会頭、商工会会長、島根県中小企業団体中央会会長、島根県商工会連合会会長又は公益財団法人しまね産業振興財団理事長が災害との因果関係を認めた被害  　⑸　設備資金について、その対象は、被害の復旧のための施設・設備の設置であって、次に掲げるものとする。  　　ア．事業用資産のうち建物等の新築、改築又は改装  　　イ．事業用資産のうち機械設備等の更新等  　⑹　融資の認定前の施設・設備の設置は、事前に保証協会と協議を行い、保証協会の了解が得られた場合に限り、認めるものとする。  　⑺　運転資金について、その対象は上記⑶ア．及びイ．の修繕費、上記⑶ウ．の被害額及び上記⑷による事業用資産以外の被害額とし、融資実行可能額は、「融資限度額」、「棚卸資産の被害と事業用資産以外の被害（機械設備等の修繕費等を含む。）の合計額」及び「月商の１ヶ月分」のうち最も低額のものとする。  ⑻　本資金は、原則として再融資しない。  ⑼　本資金による既借入金の借換は、原則として認めない。  ３．災害対策特別資金  　　必要に応じ、その都度定める。  ４．経済変動等資金  必要に応じ、その都度定める。 |